

除雪業務における委託契約要領

上田市

この要領は、除雪業務の委託契約に係る事務・審査手続きを定めるものである。

本要領に規定する事項以外の事務は、従来どおり上田市財務規則（平成18年3月6日規則第45号）に基づいて行うものとする。

（対象業務）

第1 この要領において対象となる業務は、上田市（以下「市」という。）が発注する除雪、凍結防止剤散布業務（以下「対象業務」という。）とする。

（対象業務の実施）

第2 対象業務を実施するための機械は、除雪機械及び凍結防止剤散布機械とし、市が貸し付ける機械（以下「貸付機械」という。）と契約者が配備する機械（以下「持込機械」という。）により業務を行うものとする。

2 対象業務を実施するために必要な持込機械及び貸付機械は、除雪業務設計書に明示されたものとするが、持込機械については市と受託者が協議のうえ使用を承認するものとする。

（公告）

第3 市は、対象業務を委託しようとするときは、次に掲げる方法により公告するものとする。

(1) 市のホームページへの掲載

(2) 発注地域の担当課での閲覧

上田地域業務・・・上田市都市建設部 土木課

丸子地域業務・・・上田市都市建設部 丸子地域建設課

真田地域業務・・・上田市都市建設部 真田地域建設課

武石地域業務・・・上田市都市建設部 武石地域建設課

2 市は、次に掲げる事項を公告により明らかにするものとする。

(1) 委託する業務名・業務概要に関する事項

(2) 受託できる者に必要な要件に関する事項

(3) 契約書(案)、入札心得及び設計図書等（工区、除雪業務特記仕様書、除雪業務実施要領）に関する事項

(4) 質問の受付・回答に関する事項

(5) 受託資格要件の審査に関する事項

(6) 受託希望者数による契約方法に関する事項

(7) その他本業務委託契約の手続に関し必要な事項

3 第1項の公告は、公告例（様式1及び様式2）により行うものとする。

4 公告の期間は、原則として6日（上田市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以上とする。

（業務委託参加資格要件）

第4 除雪業務委託を受託する者に必要な資格（以下「受託資格要件」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象業務に共通する受託資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定を準用しこれに該当しない者であること。

イ 入札公告日から入札日までの間において、上田市建設工事等入札参加資格者に係る指名停

止要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

ウ 市税その他市に納付すべき使用料及び手数料、事業税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。

エ 除雪業務実施要領に定められた作業を遵守できる者であること。

(2) 業務ごとに定める受託資格要件

ア 上田市建設工事入札参加申請（業種：土木に限る）が提出されている者で、受託希望する工区の地域に本店を有する者が入札に参加できるものとする。

イ 機械除雪（凍結防止剤散布を含む）業務における機械の保有台数は最低1台とし、作業に必要なオペレーター・助手が確保できる者であること。

ウ その他、市長が定める要件を満たしている者であること。

（契約書(案)、入札心得及び設計図書等）

第5 市は、契約書(案)、入札心得及び設計図書等を上田市都市建設部土木課、都市建設部丸子、真田、武石地域建設課、において閲覧に供するものとする。

2 第1項の掲載及び閲覧は、公告の期間とする。

（設計図書等に対する質問・回答）

第6 設計図書等に対する質問は、質問書（様式3）により受け付けるものとし、入札公告の日から3日間（休日を含まない）程度の受付期間を設けるものとする。

2 市は前項により質問を受けた場合、回答をできるだけ早急に市のホームページへ公告終了まで掲載するものとし、質問者への直接の回答は行わない。

（現場説明及び質問）

第7 現場説明会は、行わないものとする。

（受託資格要件審査書類の提出）

第8 本業務を受託しようとする者は、公告に示された提出期限までに受託資格要件審査書類（以下「審査書類」という。）を持参により提出しなければならない。

2 受託しようとする者が、公告に示された提出期限までに審査書類を提出しないとき又は受託資格要件審査のために市が行う指示に応じないときは、受託できないものとする。

（受託資格要件の審査）

第9 受託希望者から提出された審査書類に基づき審査し、審査結果を受託資格要件審査結果調書（様式5）に取りまとめ保存するものとする。

2 審査の結果、受託希望者が要件を満たしていない場合は受託資格要件不適合通知書（様式6）により通知するものとする。

（受託希望工区の申請）

第10 入札心得の「別紙2」に受託希望工区を記入のうえ、入札公告に示された提出期限までに提出場所へ持参により申請するものとする。

（受託者の決定方法）

第11 受託資格要件の審査の結果、受託希望者が2者以上の工区については受託希望者による指名競争入札を行い、受託者を決定するものとし、受託希望者が1者の工区については見積による随意契約とする。

(入札回数等の制限)

第 12 入札は、各地域の「工区」ごとに行うものとし、入札執行回数は 2 回までとし予定価格（総価及び単価、消費税及び地方消費税を除く金額）の範囲内の価格の入札がないときは、第 2 回の総価における最低価格入札者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約とする。この場合の見積り回数は 2 回を限度とする。

2 競争入札に付きずに随意契約による場合の見積り回数は 2 回を限度とする。

(入札書の無効)

第 13 次の各号のいずれかに該当する入札書（見積書）は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が行った入札書
- (2) 同一人が入札した 2 通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 違算がある入札書
- (5) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (6) 記名、押印のない入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (8) 入札公告に示す提出期限内に審査書類を提出しない者の入札書
- (9) 虚偽の審査書類を提出した者の入札書
- (10) 入札公告（共通事項）7 に規定する失格基準価格を下回る入札価格を記載した入札書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

(最低制限価格制度の準用)

第 14 除雪業務委託においては、入札に付す業務を対象として、建設工事等最低制限価格制度事務処理要領（平成 22 年 4 月 1 日契第 81 号）（以下「最低制限価格要領」という。）に規定する「失格基準価格」を準用する。

(落札者決定方法)

第 15 予定価格（総価及び単価、消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者（総価について最低制限価格要領に基づき準用する失格基準価格を下回って入札した者を除く。）を落札者とする。

(除雪機械の変更)

第 16 実際に使用する除雪機械と発注時に計上されている除雪機械が異なる場合、市長は除雪業務実施要領に定められた作業を遵守できると認められる場合に限り、使用機械の変更を行うものとする。

(その他の事務手続き)

第 17 前項までに規定するものの他の事務手続きについては上田市建設工事の入札及び契約に係る事務処理に関する規程（平成 18 年 3 月 6 日上田市訓令第 17 号）を準用するものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。